

6 健康福祉に関する基金事業について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 子育て支援対策基金（国基金名：安心こども基金）については、市町村及び事業者の費用負担の軽減を図るなど基金を活用しやすい制度とし、実施期間を延長すること。
- (2) 福祉・介護職員の処遇改善事業、障害福祉サービス事業者の事業運営安定化事業及び妊婦健康診査事業については、基金事業終了後も、継続して実施していく必要性があることから、国の財政措置による恒久的な制度として確立すること。
- (3) 地域自殺対策や医療施設耐震化等に関する事業についても、必要性・緊急性が高いことから、基金事業終了後も、国の財政措置において対策の充実を図ること。

(背景)

- 国の平成21年度補正予算において創設・拡充された交付金による「子育て支援」、「福祉・介護職員の処遇改善」など健康福祉に関する基金事業のほとんどは、実施期間が2～3年とされており、短期間に集中的に実施することにより早期の対策を図ることができる一方で、事業目的を達成するには、長期間で計画的に実施することが必要な事業も多い。
- 子育て支援対策基金（安心こども基金）については、保育所等の整備事業において、補助単価の拡大が図られたものの、市町村及び事業者負担が事業推進の大きなネックとなっていることから、これらの費用負担の軽減を図るなど基金を活用しやすい制度とし、計画的な整備が図れるよう実施期間を延長することにより、待機児童の解消を一層推進する必要がある。また、地域子育て創生事業については、地域の実情に応じた様々な取組が実施されており、継続が望まれる。
- 介護職員処遇改善等臨時特例基金及び障害者自立支援対策等臨時特例基金を活用した福祉・介護職員の処遇改善事業は、職員1人当たり月額平均1万5千円の賃金引上げを行う事業者に対し助成を行うものである。福祉・介護職員は他の職種と比べて給与水準が低く人材確保が困難である中で、人材の確保・定着を図るためには賃金のさらなる引上げが求められていることから、時限のある制度ではなく、報酬改定での措置など恒久的な対策を図る必要がある。
- 障害者自立支援対策等臨時特例基金における事業運営安定化事業は、月払い方式から日払い方式への変更により障害福祉サービス費用(報酬)が減少した場合に、従来の報酬額の9割を保障するものであるが、障害者福祉サービスを的確に供給していくためには、時限のある制度ではなく、サービス事業者の経営に必要な報酬を安定的に確保できる制度を構築する必要がある。

- 妊婦健康診査事業では、平成22年度末までの間、健康診査9回分（6回目から14回目）について、基金と地方交付税により財政措置されているが、近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦がみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健診の重要性、必要性が一層高まっていることから、妊婦が必要な健診を経済的負担なく受診できる制度の確立が必要である。
- 地域自殺対策、医療施設・社会福祉施設の耐震化、介護基盤整備等の基金事業についても、必要性や緊急性の高い事業であり、実施期間終了後も、事業目的を達成するまでの間は、国庫補助金等において基金事業と同等の補助水準の維持を図るなど、国の財政措置により対策を講じていく必要がある。

(参 考)

健康福祉に関する基金事業

県基金名 (事業期限) [国交付金名]	課 題
【基金の見直しと実施期間の延長】	
◎子育て支援対策基金 (平成22年度又は23年度) [子育て支援対策臨時特例交付金]	保育所等の整備については、市町村及び事業者の負担割合を軽減するなど基金を活用しやすい制度とし、期間を延長して実施することが必要である。また、地域子育て創生事業についても、地域の実情に応じた取組ができるよう期間の延長が必要である。
【制度の確立】	
◎介護職員処遇改善等臨時特例基金 (平成23年度) [介護職員処遇改善等臨時特例交付金]	福祉・介護職員の処遇改善のためには、職員賃金のさらなる引き上げが求められており、基金事業終了後において、報酬改定での措置など、恒久的な対策を図る必要がある。
◎障害者自立支援対策等臨時特例基金 (平成23年度) [障害者自立支援対策臨時特例交付金]	事業運営安定化事業においては、障害福祉サービス費用が低いため、事業者の経営に必要な報酬を安定的に確保できる制度を構築する必要がある。
◎妊婦健康診査支援基金 (平成22年度) [妊婦健康診査臨時特例交付金]	妊婦健康診査9回分(6回目～14回目)について、国の財政措置により、妊婦が経済的負担なく受診できる制度の確立が必要である。
【国庫補助金等による対策の充実】	
◎地域自殺対策緊急強化基金 (平成23年度) [地域自殺対策緊急強化交付金]	地域における自殺対策を進めていくには、相談支援事業や普及啓発事業等を長期にわたって継続的に行っていくことが必要である。
◎医療施設耐震化支援基金 (平成22年度) [医療施設耐震化臨時特例交付金]	基金事業では、補助単価の大幅な拡大が行われており、病院の耐震化の促進を図るには、病院の建替え計画に基づき長期にわたって継続的に補助できるように、現行の補助水準で実施することが必要である。
◎社会福祉施設等耐震化等支援事業基金 (平成23年度) [社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金]	基金事業では、補助単価が拡大され社会福祉施設の耐震化が図られたが、多くの社会福祉法人は経営基盤が脆弱であり、3年間の時限では改修が困難な施設もあることから、現行の補助水準を維持し実施する必要がある。
◎介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (平成23年度) [介護基盤緊急整備等臨時特例交付金]	基金事業では、補助単価が拡大されており、特別養護老人ホーム等の入居待ちが続いている状況において、小規模な特別養護老人ホーム等の整備の促進を図るには、期間終了後も現行の補助水準を維持することが必要である。
◎地域医療再生基金 (平成25年度) [地域医療再生臨時特例交付金]	地域医療の確保のためには、県内全ての医療圏において、それぞれの地域に応じた対策を講じることが必要である。